

議員派遣の件

令和6年6月20日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

姉妹都市寒川町訪問事業

- (1) 派遣目的 姉妹都市訪問
- (2) 派遣場所 神奈川県寒川町
- (3) 派遣期間 令和6年7月14日から同月15日までの2日間
- (4) 派遣議員 柏倉信一議長、佐藤政人議員、野口康一郎議員、児玉崇議員、
月光裕晶議員、安孫子義徳議員、太田陽子議員